

多様化する保険募集形態と実効的な情報提供規制のあり方

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学 公開日: 2019-01-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 道生 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10297/00026234

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 22 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2012～2016

課題番号：24530086

研究課題名（和文）多様化する保険募集形態と実効的な情報提供規制のあり方

研究課題名（英文）Diversified forms of insurance solicitation and effective regulations to provide information

研究代表者

小林 道生（Kobayashi, Michio）

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：60334950

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：今日の保険募集の実務をめぐっては、金融機関による窓口販売や来店型保険代理店の増加、さらには、インターネットを通じた保険商品の購入の普遍化など、募集形態の多様化が進んでいる。本研究では、このような保険募集をとりまく環境の変化を意識しながら、情報提供規制（情報提供義務）を主題として、最近の裁判例の傾向及び平成26年改正保険業法により導入された新たな規制について検討したほか、その周辺に位置づけられる重要な論点の考察を行った。

研究成果の概要（英文）：Recently, insurance solicitation styles have been diversifying, such as, the increase of agents which handle articles extending over a plurality of insurance companies including sales of insurance products through banks and universalization of correspondence sales through the Internet.

With conscious of these changes in the circumstances of insurance solicitation styles, focusing on duty to provide information at the conclusion of a contract, a tendency of judicial precedents and new regulations introduced following the revision of the Insurance Business Act in 2014 were considered. Related issues were also discussed.

研究分野：民法学

キーワード：保険業法 保険募集 情報提供規制 情報提供義務 助言義務

1. 研究開始当初の背景

最近の保険募集の実務では、金融機関による保険の窓口販売や来店型保険代理店の増加、さらには、インターネットを通じた保険商品の購入の普遍化など、保険募集形態の多様化が進展している。

このような保険募集をめぐる環境の変化に対応するため、これまでの保険募集規制のあり方を見直すべく、金融庁では、保険業法の改正に向けた検討作業が始まっていた。

2. 研究の目的

本研究は、保険商品や保険募集の担い手の多様化という、保険募集をめぐる昨今の環境の変化を意識しながら、情報提供規制(情報提供義務)を主題として、最近の関連裁判例の傾向の分析と検討を行い、さらに、平成26年改正保険業法により導入された、顧客の利益保護を趣旨とする保険会社、保険募集人の行為規制、具体的には、情報提供義務、顧客の意向把握義務について考察することを主要な目的とする。

3. 研究の方法

本研究に係る補助事業の期間後半に保険業法の改正が実現したこと、これに対応して、保険業法改正後の新たな保険募集規制を対象とした検討を十分に行うことができるように、補助事業期間を1年間延長することにした。

また、保険業法の改正によって導入された新たな規制の考察にあたっては、制度改正の叩き台となった金融庁の有識者会議の報告書(保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」)のほか、法改正の際に行われたパブリックコメント手続のなかで寄せられた意見・質問への金融庁の回答を逐一参照することにより、規制の趣旨や詳細を明らかにすることに努めた。

4. 研究成果

本研究の目的は、上記の通り、保険商品や保険募集チャネルの多様化という、最近の保険募集をめぐる環境の変化を意識しながら、情報提供規制を主題として、最近の関連裁判例の傾向の分析と検討を行い、さらに、平成26年改正保険業法により導入された、顧客の利益保護を趣旨とする新たな規制(保険会社、保険募集人の情報提供義務、顧客の意向把握義務)について考察することにある。

この研究目的に対応して、(1)保険募集人の情報提供義務に係る最近の関連裁判例の傾向の分析と検討、(2)保険業法294条1項の情報提供義務の検討を行ったほか、(3)

本研究の主題の周辺に位置づけられる、その他の保険募集に関わる重要な論点の考察を試みた。以下、それぞれについて詳述する。

(1) 保険募集人の情報提供義務に係る最近の関連裁判例の傾向の分析と検討

保険募集における保険募集人あるいは保険者の民法上の情報提供義務のあり方、民事責任の成否については、従来より、学説上、主として、損害保険分野を対象に関心が向けられてきた。他方、生命保険分野については、変額保険に関する判例を対象とする研究を除けば、学説における議論は幾分低調であった感は否めない。すなわち、生命保険では、これまでのところ、保険の保障内容が説明の対象となるような判決例の積み重ねが十分になく、さらに、保障内容が説明対象であれば、損害保険と同一の枠組みのなかで併せて検討することも可能であるため、個々の判例研究を除き、独自に議論されることがなかった。

もっとも、変額保険等の市場リスクを伴う投資性保険以外の貯蓄性生命保険についても、その資産運用的側面に関わって保険者側の情報提供義務が問題になることがあり、また、現時点で必ずしも多いとはいえないものの、判例集登載の一定数の公表裁判例が存在することから、個別事例の検討の域を超えて、保険者側の情報提供義務に関する準則について一般化して議論する環境も整いつつある。

そこで、平成24年度から平成27年度にかけて実施した研究では、投資性保険以外の貯蓄性をもつ生命保険を対象に、従来、あまり議論されることのなかった、その資産運用的側面に関わる情報提供義務について、最近の裁判例を素材に考察することにした。とりわけ、助言義務に関し、書面を用いた定型的な説明義務と区別したうえで、それがいかなる場合に、どのような内容で存在するのかについて、関連する保険業法上の規制の改正状況を踏まえつつ検討を行い、その成果を「生命保険を利用した資産運用と募集時の情報提供義務 - 貯蓄性商品を対象として - 」静岡大学法政研究20巻3号291-338頁(2016年)にまとめた。

(2) 保険業法294条1項の情報提供義務の検討

平成26年の保険業法改正では、保険商品や保険募集チャネルの多様化という、最近の保険募集をめぐる環境の変化に対応するため、従来の保険募集規制のあり方が大きく見直された。まず、顧客に対する行為規制の側面について、法令上、保険会社及び保険募集人に募集プロセスにおける積極的な対応を求める規制を新たに導入し(情報提供義務、顧客の意向把握義務の導入。保険業法294条1項、同法294条の2)また、体制整備の側面においても、保険会社が監督責任を負う従

来の保険募集人規制に加え、保険募集人自らにもその業務の特性や規模に応じて体制整備を義務づけた(保険業法294条の3第1項)。

平成26年度から平成28年度にかけて実施した研究では、平成26年保険業法改正によって導入された保険業法294条1項の情報提供義務について、法改正の際に行われたパブリックコメント手続で寄せられた意見・質問への金融庁の回答及び金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」を踏まえ、関係する保険業法施行規則の詳細を明らかにしたうえで、今後問題となりうるいくつかの論点を取り上げて検討を行った。

本研究の目的との関わりでは、保険業法294条1項の情報提供義務と同法294条の2の顧客の意向把握義務との関係、とりわけ、複数保険会社の商品を取り扱う乗合代理店が行う、商品の比較推奨時における情報提供義務(そこでは、顧客の意向に沿った選別による場合とそうでない場合とに分けたうえで、複数商品のなかから比較推奨を行う際に、顧客に対して推奨理由等の説明を義務づけている。保険業法施行規則227条の2第3項4号)と顧客の意向把握義務との関係について考察し、その成果を論文にまとめた。「新たな保険募集規制と情報提供義務」静岡大学法政研究21巻1号(2017)に掲載予定。

(3) 保険募集規制と関連する周辺的な課題の検討

平成24年度から平成26年度にかけて実施した研究では、保険約款の不当条項規制の観点から、保険契約者への(保険募集時以降を含む)情報提供規制のあり方について考察することを課題とした。具体的には、生命保険契約における継続保険料の不払いの効果について規定する無催告失効条項につき、消費者契約法10条を適用しこれを無効とした東京高判平成21年9月30日金判1327号10頁、その上告審判決である最判平成24年3月16日民集66巻5号2216頁等を素材に、消費者契約法の不当条項規制に関連して、上記最高裁判決の判断枠組みによれば、無催告失効条項の有効性はどのような要件のもとに認められるのか、従来より保険契約者保護を重視した規律を保険契約法に設けている立法例であるドイツ法の状況も参考にしながら検討を行い、その成果を論文等にまとめた。「保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨を定める約款の条項の、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」該当性」判例時報(判例評論)2169号153-159頁(2013年)、「生命保険契約における継続保険料不払の効果のあり方 - 無催告失効条項の有効性をめぐる議論を機縁として」落合誠一先生古稀記念『商事法の新しい礎石』675-705頁(有斐閣、2014年)。

また、平成25年度は、保険募集規制にも

関わりのある事例研究として、東京高判平成24年11月14日判時2171号48頁を対象に、「保険契約者の認定」保険事例研究会レポート276号1-11頁(平成26年2月)を公表した。

この事件は、簡易生命保険契約における保険契約者の認定が主要な争点となった事例である。その事実関係によれば、保険契約の申込手続を行い、契約申込時あるいは契約成立後も保険料の払込みを行ってきた者と保険契約申込書、保険証書に記載された保険契約者名義とが異なっており、申込手続や保険料の払込みを行った者と保険契約申込書等における保険契約者名義人のいずれが保険契約者の地位にあるか紛争が生じることとなった。

本事例研究では、保険実務上、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」により、保険契約締結の際などに、保険契約者の本人確認が求められていることにも言及しつつ、保険契約者の認定は、申込書等の保険契約者名義を基準に判断すべきであるとした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

小林 道生「新たな保険募集規制と情報提供義務」静岡大学法政研究21巻1号(2017)掲載予定 査読無

小林 道生「生命保険を利用した資産運用と募集時の情報提供義務 - 貯蓄性商品を対象として - 」静岡大学法政研究20巻3号291-338頁(2016年) 査読無

小林 道生「テレビ番組制作のため中国ロケを行っていた日本人スタッフが現地の有力者らと宴席でアルコール濃度の高い白酒による乾杯を繰り返すなどして泥酔し就寝中に吐瀉物を誤嚥して死亡した事故につき、傷害保険普通保険約款に定められている「急激かつ偶然な外来の事故」に該当するとし、疾病免責や心神喪失免責の抗弁を否定して保険金の請求が認容された事例」判例時報(判例評論)2259号155-162頁(2015年) 査読無

小林 道生「保険契約者の認定」保険事例研究会レポート276号1-11頁(2014年) 査読無
http://www.jili.or.jp/research/search/pdf/E_276_1.pdf

小林 道生「保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨を定める約款の条項の、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基

本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」該当性」判例時報（判例評論）2169号 153-159 頁（2013年） 査読無

〔学会発表〕（計1件）

小林 道生「保険契約者の認定」生命保険文化センター保険事例研究会（東京）平成26年1月15日 日本交通協会（東京都千代田区）

〔図書〕（計1件）

小林 道生「生命保険契約における継続保険料不払の効果のあり方 - 無催告失効条項の有効性をめぐる議論を機縁として」飯田秀総ほか編『落合誠一先生古稀記念 商事法の新しい礎石』所収 675-705 頁（有斐閣、2014年）共著書

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小林 道生 (KOBAYASHI, Michio)
静岡大学・人文社会科学部・教授
研究者番号：60334950

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者 なし